

障 地 第 2 2 2 2 号
平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日

同行援護従業者養成研修指定事業者 様

大阪府福祉部障がい福祉室長

同行援護従業者養成研修の実施に係る留意事項について（通知）

日頃は、本府障がい福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法の改正により、本年 1 0 月より、同行援護サービスが創設され、それに伴い、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 1 8 年 9 月 2 9 日付け厚生労働省告示第 5 3 8 号）」が改正され、標記研修課程の修了者が追加されました。

つきましては、標記研修指定事業者におかれましては、研修実施に当たっては、同行援護サービス利用者に対する安心・安全の確保を図る観点から、別添のことについてご留意いただきますようお願いいたします。

大阪府 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課
地域生活推進グループ

担当者：神田、中井

電話：06-6941-0351（内線2457）

FAX：06-6944-2237